

## 特定個人情報等の利用目的について

警察共済組合が組合員及びその被扶養者、年金受給者等の方々から取得した特定個人情報等（個人番号及び特定個人情報をいいます。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づく警察共済組合が行う事務に利用します。

警察共済組合が行う事務における利用目的は次のとおりです。

- 1 短期給付関連事務（番号法別表第1の39）  
組合員の資格の得喪、被扶養者の認定、組合員証等の交付等、短期給付の支給等
- 2 長期給付関連事務（番号法別表第1の24、39）  
長期給付の支給等
- 3 基礎年金関連事務（番号法別表第1の31）  
基礎年金の支給等
- 4 社会保障協定関連事務（番号法別表第1の86）  
諸外国の法令による健康保険又は年金保険の申請等に係る文書の受理又は送付等
- 5 国民年金第3号被保険者関連事務（番号法別表第1の31）  
国民年金第3号被保険者関係届の作成・提出

また、法令により利用できると思われる事務のうち、その内容及び開始時期が未定の事務（番号法別表第1の39）は次のとおりです。

- 1 福祉事業関連事務
- 2 標準報酬関連事務
- 3 掛金関連事務

なお、警察共済組合は、次のいずれかの方法で個人番号を収集します。

- 1 組合員及び年金受給権者等から収集
- 2 警察庁、皇宮警察又は都道府県警察から収集
- 3 地方公共団体情報システム機構から収集